

令和5年度 伸栄小学校

# PTA 臨時総会議案書

議案書内容

■ 議案

第4号議案 令和5年度会則の変更・改正並びに承認に関する件

# 第4号議案

## 令和5年度 会則の変更・改正並びに承認に関する件

(案)

別紙に現行の会則と改正案を比較して提示します。

事由については

### PTA会則

#### 第6章 総会および運営委員会 第10条1

クラス委員廃止に伴い、運営委員会の構成から各クラス委員の記載を削除する。

#### 第7章 本部委員の任務 第11条・第13条

本部委員の構成・任務を変更することで、業務の効率化・作業負担軽減が図れると考え、本部委員の担当構成・配置人数・任務内容を一部変更・追加する。

#### 第8章 本部委員の選出 第14条

第7章変更・追加に伴い、本部委員の選出は本部委員の選考担当が主に本部委員全員で行うこととする。

#### 第9章 クラス委員会および地区委員会 第15条・第16条

コロナ禍以降、クラス単位の活動がなくなり仕事量も減少したため、クラス委員の必要性が見出せないことから、保護者の負担軽減を図る目的で、クラス委員を廃止とする。

#### 第11章 会計 第19条

途中入会・退会の場合に発生する各種手続きなどの効率化・公正化・作業負担軽減を図るため、一部内容を変更する。

現行		改正案	
第6章 総会および運営委員会 第10条1	運営委員会の構成、任務は次のとおりとする。 1. 総会に次ぐ議決機関で、各クラス委員、各地区委員長、本部委員および教職員若干名をもって構成する。	第6章 総会および運営委員会 第10条1	運営委員会の構成、任務は次のとおりとする。 1. 総会に次ぐ議決機関で、 <b>各クラス委員</b> 、各地区委員長、本部委員および教職員若干名をもって構成する。
第7章 本部委員の任務 第11条	この会に次の本部委員をおく。 1. 会長 1名 2. 副会長 4名 (P3・T1) 3. 書記 3名 (P2・T1) 4. 会計 3名 (P2・T1) 5. 監査 2名 (P2) 6. 選考委員 5名 (P5) 7. 家庭教育学級運営委員 5名以下 (P5以下)	第7章 本部委員の任務 第11条	この会に次の本部委員をおく。 1. 会長 1名 2. 副会長 4名 (P3・T1) 3. 書記 3名 (P2・T1) 4. 会計 3名 (P2・T1) <b>5. 広報 3名 (P2・T1)</b> <b>6. 選考 3名 (P2・T1)</b> <b>7. 行事 3名 (P2・T1)</b> 8. 家庭教育学級運営委員 5名以下 (P5以下) <b>9. 会計監査 2名 (P2・前年度会計)</b>
第7章 本部委員の任務 第13条	この会の本部委員の任務は次のとおりとする。 1. 会長はこの会を代表し、総会、運営委員会を招集し、その他一切の会務を掌理する。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。 3. 書記は、総会および運営委員会の議事を記録し庶務を司る。 4. 会計は、この会の一切の会計事務を処理する。 5. 監査は、必要に応じ会計監査を行う。 6. 選考委員は、次年度の本部委員を選出する。 7. 家庭教育学級運営委員は、家庭教育学級の運営を行う。	第7章 本部委員の任務 第13条	この会の本部委員の任務は次のとおりとする。 1. 会長はこの会を代表し、総会、運営委員会を招集し、その他一切の会務を掌理する。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。 3. 書記は、総会および運営委員会の議事を記録し庶務を司る。 4. 会計は、この会の一切の会計事務を処理する。 <b>5. 広報は、広報誌「きりん通信」を発行する。</b> <b>6. 選考は、次年度の会長・本部委員を選出する。</b> <b>7. 行事は、入学式・卒業式・運動会・音楽会などの各行事、リサイクル活動などを担当する。</b> 8. 家庭教育学級運営委員は、家庭教育学級の運営を行う。 9. 監査は、必要に応じ会計監査を行う。
第8章 本部委員の選出 第14条	本部委員の選出は、選考委員会が行う。 1. 本部委員は、総会の承認を得なければならない。 2. 本部委員の推薦にあたっては、本人の同意を得るものとする。	第8章 本部委員の選出 第14条	本部委員の選出は、 <b>本部役員の選考担当が主に本部役員全員で行う。</b> 1. 本部委員は、総会の承認を得なければならない。 2. 本部委員の推薦にあたっては、本人の同意を得るものとする。
第9章 クラス委員会および地区委員会 第15条	この会にクラス委員会をおく。 クラス委員会は、クラスの全会員をもって構成し、各クラスごとにクラス委員(2名以上)を選出する。	第9章 <b>クラス委員会および地区委員会</b> 第15条	<b>削除</b>
第9章 クラス委員会および地区委員会 第16条	この会に地区委員会をおく。 1. 各地区(ブロック単位)に通学班を主体とした組織を作り、地区内会員の意思疎通をはかるとともに、児童の校外指導にあたる。 2. 地区委員会はブロック毎に地区委員で構成し、正副委員長を選出する。 3. 組織の構成は、地区の実情により決める。	第9章 <b>クラス委員会および地区委員会</b> 第15条	この会に地区委員会をおく。 1. 各地区(ブロック単位)に通学班を主体とした組織を作り、地区内会員の意思疎通をはかるとともに、児童の校外指導にあたる。 2. 地区委員会はブロック毎に地区委員で構成し、正副委員長を選出する。 3. 組織の構成は、地区の実情により決める。

## PTA会則

※赤字で示した部分は変更箇所を示す。

現行		改正案	
第11章 会計 第19条	会費は総会において決定し、会費一世帯年額1,800円(所沢市PTA連合会総合補償制度加入費を含む)とし、全納する。途中の入会、退会の場合はその月数に応じて精算する。但し、会員の事情により、運営委員会が減免を認めることができる。	第11章 会計 第18条	会費は総会において決定し、会費一世帯年額1,800円(所沢市PTA連合会総合補償制度加入費を含む)とし、全納する。 <b>途中入会・退会の場合は、学期ごとに応じて下記金額を精算する。</b> 1. 途中入会 ・1学期(4月～ 8月)1,800円納付 ・2学期(9月～12月)1,200円納付 ・3学期(1月～ 3月) 600円納付 2. 途中退会 ・1学期(4月～ 8月)1,200円返金 ・2学期(9月～12月) 600円返金 ・3学期(1月～ 3月)返金なし 但し、会員の事情により、運営委員会が減免を認めることができる。
付則 第1条	この会則は、 昭和47年5月13日より実施する。 昭和49年5月17日規約一部改正 昭和57年4月20日規約一部改正 昭和58年4月20日規約一部改正 昭和63年4月19日規約一部改正 平成元年4月19日規約一部改正 平成 4年4月15日規約一部改正 平成 6年4月16日規約一部改正 平成 8年5月18日規約一部改正 平成 9年4月19日規約一部改正 平成14年5月15日規約一部改正 平成16年4月23日規約一部改正 平成20年4月23日規約一部改正 平成26年1月15日規約一部改正 平成30年4月26日第12章追加 令和 2年6月16日規約一部改正 令和 4年5月17日規約一部改正	付則 第1条	この会則は、 昭和47年5月13日より実施する。 昭和49年5月17日規約一部改正 昭和57年4月20日規約一部改正 昭和58年4月20日規約一部改正 昭和63年4月19日規約一部改正 平成元年4月19日規約一部改正 平成 4年4月15日規約一部改正 平成 6年4月16日規約一部改正 平成 8年5月18日規約一部改正 平成 9年4月19日規約一部改正 平成14年5月15日規約一部改正 平成16年4月23日規約一部改正 平成20年4月23日規約一部改正 平成26年1月15日規約一部改正 平成30年4月26日第12章追加 令和 2年6月16日規約一部改正 令和 4年5月17日規約一部改正 <b>令和 6年2月12日規約一部改正</b>

# 伸栄小PTA組織構成図

